

産業保健関係助成金に関するよくあるお問い合わせ一覧

令和4年8月23日

1 令和3年度産業保健関係助成金について

- (1) 支給を見込んで活動を実施したところ、当初の予定よりも早く申請受付を締め切られてしまい、申請が間に合わなかった。補償として、何らか支給をしてもらえないのか。
- (2) 受付が停止された4月22日までに申し込んでいるが、支給されるのか。また、支給決定及び振込まで時間を要するとHPに掲載されていたが、いつごろ支給してもらえるのか。

2 令和4年度産業保健関係助成金について

- (1) 今回、令和4年度産業保健関係助成金を実施されないとの公表がなされたが、それは何故なのか。令和3年度の申請が多かったことと、令和4年度の助成金を実施しないこととは関係があるのか。令和4年度の助成金を全く実施しないのはおかしいのではないか。
- (2) 既に令和4年度において、助成金の支給を見込んで活動を実施したところ、補償として、何らか支給をしてもらえないのか。また、令和5年度以降に、令和4年度の実施分についても受け付けるなど、支給を見込んで活動を実施した事業場に対する救済措置などはないのか。

3 令和5年度以降の助成金について

令和5年度については、助成金事業を実施する予定はあるか。

4 その他

産業保健関係助成金を受けて産業保健活動を実施しようとしていたが、令和4年度は実施しないとのことであれば、産業保健活動を実施しないでよいのか。

<注意>

令和●年度助成金とは、当該年度に実施した取組に対する助成金を指します。

1 令和3年度産業保健関係助成金について

(1) 支給を見込んで活動を実施したところ、当初の予定よりも早く申請受付を締め切られてしまい、申請が間に合わなかった。補償として、何らか支給をしてもらえないのか。

(回答)

令和3年度産業保健関係助成金については、予算の上限に達する申請があったことから、あらかじめ令和4年4月18日(月)にHP上で告知させていただいた上で、令和4年4月22日(金)をもって受付を停止したところです。

本助成金は、予算額の範囲で行うものであり、令和3年度に助成金受給に係る活動を行っていたとしても、同日までに申請を行っていない事業者に対し、補償として、何らかの支給を行うことはございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(2) 受付が停止された4月22日までに申し込んでいるが、支給されるのか。また、支給決定及び振込まで時間を要するとHPに掲載されていたが、いつごろ支給してもらえるのか。

(回答)

既に受け付けた産業保健関係助成金の申請については、順次、支給決定に係る審査を進めているところです。

多数の申請を受け付けたことから、審査、支給決定までに申請から時間を要する場合も想定されると思いますが、今年度中に支給できるよう可能な限り迅速に処理を行ってまいります。

2 令和4年度産業保健関係助成金について

(1) 今回、令和4年度産業保健関係助成金を実施されないとの公表がなされたが、それは何故なのか。令和3年度の申請が多かったことと、令和4年度の助成金を実施しないこととは関係があるのか。令和4年度の助成金を全く実施しないのはおかしいのではないのか。

(回答)

産業保健関係助成金については、例えば令和3年度に企業が実施した活動について申請を行う場合、活動終了後一定期間内であれば令和4年度になってからも申請を行うことができ、この申請については令和4年度予算で支給を行う仕組みとなっています。

令和3年度に実施した活動についての申請はすでに令和4年4月22日(金)に受付を停止していますが、これまでに受け付けた申請で令和4年度予算の上限に達している状況であることから、新規の助成金事業を実施しないこととしたものです。本助成金は予算額の範囲で行うものですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

(2) 既に令和4年度において、助成金の支給を見込んで活動を実施したところ、補償として、何らか支給をしてもらえないのか。また、令和5年度以降に、令和4年度の実施分についても受け付けるなど、支給を見込んで活動を実施した事業場に対する救済措置などはないのか。

(回答)

本助成金は、予算額の範囲で行うものであり、支給対象とならなかった活動に対して補償を行うことはございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

3 令和5年度以降の助成金について

令和5年度については、助成金事業を実施する予定はあるか。

(回答)

令和5年度以降の助成金事業については、これまでの実績を踏まえ、申請手続などの見直しを含めて現在検討を行っているところです。

4 その他

産業保健関係助成金を受けて産業保健活動を実施しようとしていたが、令和4年度は実施しないとのことであれば、産業保健活動を実施しないでよいのか。

(回答)

労働者の方々の健康確保の観点から、職場における産業保健活動は重要です。

なお、事業場において行う産業保健活動について、以下の支援をいずれも無料でご利用可能です。これらの支援をご活用いただき、産業保健活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- ・ 地域産業保健センターにおける産業保健活動の支援（健康診断結果についての意見聴取、保健指導、高ストレス者に対する面接指導など）

<地域産業保健センターにおける支援>

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/333/Default.aspx>

- ・ 労働者の方々からのメンタルヘルスに係る相談

<「こころの耳」相談窓口>

<https://kokoro.mhlw.go.jp/soudan/>